

○臨時的職員取扱要領の制定について

(昭和38年3月15日島警第62号県警察本部長例規通達)

臨時的職員の取扱いについて、定員外職員取扱要領（昭和37年3月31日島警第163号例規）を廃止し、昭和38年4月1日から別紙臨時的職員取扱要領に基づき取り扱うこととしたから、取扱いの適正を期されたい。

別紙

臨時的職員取扱要領

1 範囲及び身分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項の規定により緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合において臨時的に任用されるものとする。

2 任用

- (1) 任用は、警務部長が人事委員会の承認を得て行う。
- (2) 職名は、「臨時的職員」とする。
- (3) 期間は、6月を超えない期間とする。ただし、6月を超えない期間で更新することができるが再度更新することはできない。
- (4) 定数内職員への任用に際しては、いかなる優先権も与えない。
- (5) 臨時的職員の任免は、警務部長が、臨時的職員任用通知書（様式第1号）を交付して行う。
- (6) 所属長は、臨時的職員を必要とするときは、臨時的職員任用申請書（様式第2号）に、履歴書及び健康診断書を添付し、任用を必要とする日の20日前までに警務部長へ提出しなければならない。ただし、任用期間が1月未満で任用される者については、健康診断書は必要としない。
- (7) 所属長は、臨時的職員の任用期間を短縮する必要があるときは、臨時的職員任用期間変更依頼書（様式第3号）を、短縮後の任用期間満了の日の40日前までに警務部長へ提出しなければならない。
- (8) 所属長は、臨時的任用期間の短縮が承認された場合、短縮後の任用期間満了の日の30日前までに、臨時的任用期間変更通知書（様式第4号）により、本人に解雇予告をしなければならない。

3 給与

- (1) 給料は日額又は勤務1時間当たりの額とし、警務部長が職種により個別に定める。
- (2) 通勤手当相当分の賃金は、別に定める。
- (3) 5の規定による休日（その日が週休日に当たるときを除く。）及び休暇は、正規の給与を支給する。
- (4) 時間外勤務手当及び休日勤務手当に相当する給与は、労働基準法（昭和22年法律第49号）により支給する。
- (5) 退職手当は、支給しない。
- (6) 給与の支給日は、警務部長が定める。

(7) 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

4 勤務時間

職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）が適用される。ただし、技能労務者については同条例を準用することとなる。

5 休日及び休暇

(1) 休日

休日は、次に掲げる日とする。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第173号）に規定する休日

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日（アに掲げる日を除く。）

(2) 休暇は、年次有給休暇、公務傷病等による休暇、私傷病による休暇、夏季休暇、生理休暇産前産後の休暇、忌引休暇及び特別休暇とする。ただし、私傷病による休暇及び産前産後の休暇は無給とする。

(3) 休暇の附与条件及び請求手続は、定数内職員の例による。ただし、年次有給休暇の日数は次に掲げる日数とする。

ア 任用期間の月数に2を乗じて得た数以内

イ 任用期間を更新した場合は、更新した月数に2を乗じた得た数以内。ただし、引き続き10月以上雇用した場合は、アによる日数との合計は20日以内とする。

ウ 短時間勤務となる場合は、1週間当たりの勤務時間又は勤務日数に応じて換算した数以内とする。

6 服務

定数内職員の例によるものとし、その例によりがたいときは、別に定める。

7 懲戒

地方公務員法に基づく条例の規定が適用される。

8 研修及び勤務成績の評定

研修及び勤務成績の評定は行わない。

9 福利厚生

(1) 警察共済組合の加入は認めない。

(2) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険は、それぞれの法律の定めるところにより、被保険者とする。

10 公務災害補償

議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年島根県条例第35号）又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定により補償する。

様式 [略]